

2025年12月30日現在

基 準 価 額 : 7,811 円

純 資 産 総 額 : 56.3 億 円

設定来基準価額推移

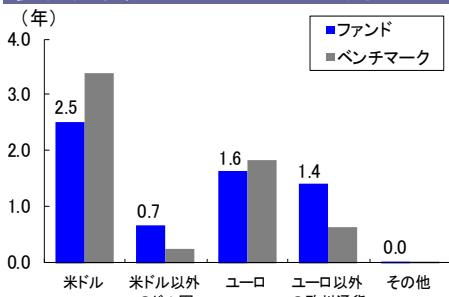


※ベンチマーク:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル除く日本、50%円ヘッジ) (設定日を10,000として指指数化)

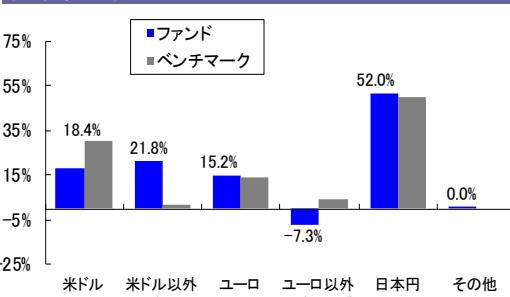
上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。本ファンドの騰落率をベンチマークと比較して評価することは、特に1年未満程度の短期間については資産の評価時点や評価為替レート等の差異の影響が相対的に大きく、必ずしも適切でない場合がありますのでご留意ください。また、ベンチマークには直接投資することはできません、費用や流動性等の市場要因なども考慮されておりません。

債券通貨別デュレーション(年)



通貨比率



デュレーションとは、金利変動に対する債券価格の変動性を把握する尺度の一つです。

数値は、各債券の組入比率で加重平均し、全体のデュレーションに対する寄与度を表しています。

組入上位銘柄

合計 74 銘柄

通貨	銘柄	償還日	種別	格付 ^(注)	クーポン	比率
1 NOK	ノルウェー国債	2027/2/17	国債	AAA/Aaa	1.750%	13.3%
2 NOK	ノルウェー国債	2028/4/26	国債	AAA/Aaa	2.000%	11.3%
3 EUR	イタリア国債	2031/5/1	国債	BBB+/Baa2	6.000%	7.2%
4 EUR	フランス国債	2026/2/4	国債	A+/Aa3	0.000%	5.2%
5 EUR	ドイツ国債	2026/3/19	国債	AAA/Aaa	2.500%	5.0%
6 EUR	フランス国債	2027/2/25	国債	A+/Aa3	0.000%	4.6%
7 USD	アメリカ国債	2041/5/15	国債	AA+/Aa1	2.250%	4.0%
8 EUR	スペイン国債	2027/4/30	国債	A+/A3	1.500%	3.8%
9 GBP	イギリス国債	2046/12/7	国債	AA/Aa3	4.250%	3.7%
10 EUR	欧洲安定メカニズム	2027/6/23	政府関係機関債	AAA/Aaa	1.000%	3.2%

(注)上記格付けは、S&P社(左)とムーディーズ社(右)の格付けを表記しています。

NRは格付け機関からの開示がないことを表しています。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

比率は対純資産総額比率です。格付け別比率は、ムーディーズ社あるいはS&P社のいずれかの格付け機関の高い方の格付けによります。

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

【運用チームのコメント】

<債券市場>

当月の世界債券市場では、主要先進国の国債利回りは概ね上昇(価格は下落)しました。

米国では、月の前半は、11月のISM(米供給管理協会)非製造業景況指数や、12月のミシガン大学消費者信頼感指数(速報値)がいずれも市場予想を上回ったことなどから、利回りは上昇基調で推移しました。月の後半に入ると、10月の雇用統計における非農業部門雇用者数が前月から大幅に減少し、併せて発表された11月の失業率も悪化し、米経済に対する先行き不透明感が強まつことなどから、利回りは低下に転じました。また、11月のCPI(消費者物価指数)上昇率が市場予想を下回ったことなども利回りの低下要因となりました。その後は、一部の国債入札の結果が軟調になった局面では利回りが上昇する一方、原油価格が下落した局面などでは利回りが低下するなど、一進一退の推移となりました。月末にかけては、12月のFOMC(米連邦公開市場委員会)の議事要旨が公開され、今後の利下げ期待が後退したことなどから利回りは上昇した結果、米国10年国債利回りは、前月末対比で上昇しました。

ドイツでは、月初は、10月のドイツの鉱工業生産が市場予想に反して上昇したことや、ECB(欧州中央銀行)のシュナーベル理事をはじめ複数の高官が利下げに否定的な姿勢を示したことなどから、利回りは概ね上昇基調で推移しました。その後は、年末に入り、市場参加者が減少するなか、利回りが低下した米国債市場の動向に影響を受けましたが、ドイツ10年国債利回りは、前月末対比で上昇しました。

<為替市場>

当月の為替市場は、主要先進国通貨が米ドルに対して上昇するなか、スウェーデン・クローナやオーストラリア・ドルなどの上昇が目立ちました。オーストラリア・ドルは、利上げ観測が浮上したことなどから、米ドルに対して上昇しました。

【ご参考】

<主要国10年物国債利回り>(%)

	12月末	11月末	変化
アメリカ	4.122	4.013	0.109
ユーロ圏(ドイツ)	2.855	2.689	0.166
イギリス	4.498	4.440	0.058
カナダ	3.412	3.148	0.264
オーストラリア	4.746	4.515	0.231

出所:ブルームバーグ

<主要為替相場(対円)>(円)

	12月末	11月末	変化
米ドル	156.56	156.63	-0.07
ユーロ	184.33	181.60	2.73
英ポンド	211.43	207.33	4.10
カナダ・ドル	114.30	111.58	2.72
豪ドル	104.82	102.36	2.46
スウェーデン・クローナ	17.06	16.54	0.52
デンマーク・クローネ	24.68	24.31	0.37
スイス・フラン	198.40	194.55	3.85

出所:ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



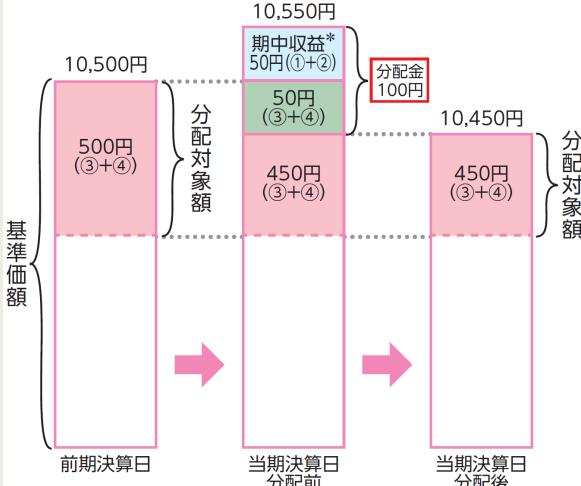
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

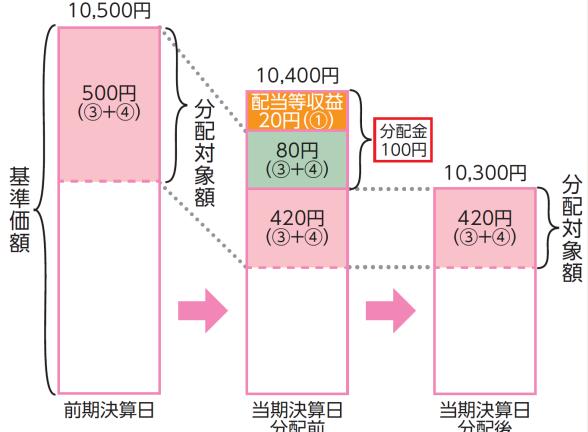
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

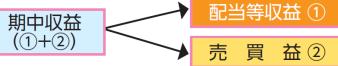
前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの特色

1. 日本を除く主要先進国の債券および通貨を主要投資対象とします。
2. 組入債券のインカム収益を中心とし、原則として、毎月分配を行います。
3. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル 除く日本、50%円ヘッジ)をベンチマーク*とし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。
4. 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を積極的に活用します。

本ファンドでは、50%円ヘッジを基本とした債券ポートフォリオを構築する一方で、これとは独立した通貨運用ポジションを構築することにより、超過収益の獲得をめざします。したがって、ファンド全体では円に対するヘッジ比率が常に50%に維持されるとは限りません。

* 運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

各国の通貨動向に対する見通しを誤った場合、損失を被ります。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の倒産等の理由で利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること(債務不履行)等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

為替変動リスク

本ファンドの主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、本ファンドは、50%円ヘッジを基準に為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	10万円以上1円単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日(以下「ロンドンの休業日」といいます。 ※購入申込の場合において購入金額が5億円超の場合には、決算日から起算して5営業日(「ロンドンの休業日」を除きます。)以内に限ってお申込みを受付けます。)
申込締切時間	「ロンドンの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したもの を当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
信託期間	原則として無期限(設定日:1998年2月12日)
繰上償還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなつた場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.3%(税抜3%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	信託財産留保額	なし
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.892%(税抜1.72%) ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

■ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。

■ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

■ 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

■ 販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人金融商品取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	●	●	●		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●	(注)
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	●		●		
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 登録金融機関 株式会社) (インターネットトレードのみ)		関東財務局長(登金)第5号	●		●	●	(注)

(注) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものではありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。